

年金担保貸付 については、 令和4年3月末で 申込受付を終了しました。



年金担保貸付制度・労災年金担保貸付制度は、令和2年の年金制度の法律改正により、令和4年3月31日をもって申込の受付を終了いたしました。

① 令和4年3月末の時点で借入額が残っている場合でも、その返済期間及び返済方法は従来と全く同様ですので、繰り上げて返済する必要はありません。

万一ご返済が困難となった場合の条件緩和措置も引き続きご利用できますので、詳しくは、借入申込をされた受託金融機関の窓口にご相談ください。

② 家計に関する支援が必要な方は、お住まいの地域の自立相談支援機関にご相談ください。

必要に応じて、社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付制度」(利用には要件があります。)などの、各種の支援制度の利用もできます。

裏面をご覧ください。各種制度・相談窓口をご確認のうえご相談ください。

【上記①のお知らせに関する照会先】

独立行政法人 福祉医療機構 (年金担保管理課)

(03)3438-0224

【上記②のお知らせ、裏面の解説①・②に関する照会先】

厚生労働省 社会・援護局 (生活困窮者自立支援室)

(03)5253-1111

【その他年金担保貸付の制度終了全般に関する照会先】

厚生労働省 年金局 (資金運用課)

(厚生労働省代表)



解説① 「自立相談支援機関」について

利用対象者

生活に困りごとや不安を抱えている方

支援内容

相談いただいた内容に応じて、どのような制度やサービスが必要かを一緒に考え、具体的な問題の解決に向けた計画を作成し、寄り添いながら支援を行います。

また、より具体的に収支状況の改善に向けた家計改善支援事業（家計管理に関する支援、滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援、必要に応じて貸付のあっせん等）の利用をご案内することがあります。

※利用を希望される方は、お住まいの地域の自立相談支援機関等にご相談ください。
（最寄りの相談先がご不明の場合には、お住まいの市区町村にご確認ください。）

自立相談支援機関 相談窓口一覧

➔ <https://www.mhlw.go.jp/content/000707280.pdf>



解説② 「生活福祉資金貸付制度」について



- 福祉資金は日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用を貸し付ける制度です。対象世帯については次の通りです。

低所得世帯

必要な資金を他から借り受けることが困難な、収入が少ない世帯（市町村民税非課税程度）

障害者世帯

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（現在、障害者総合支援法によるサービスを利用している等、これと同等と認められる方を含む）がいる世帯

高齢者世帯

65歳以上の日常生活上、療養または介護を要する高齢者がいる世帯（一定の収入要件あり）

- このほか、不動産担保型生活資金（低所得の高齢者のみの世帯に対し、ご自宅を担保として生活資金を貸し付ける事業）もあります。
- それぞれの貸付には、記載している以外にも条件等があり、申し込み後には、各都道府県社会福祉協議会による審査があります。

※貸付することができる内容が年金担保貸付と異なります。

生活福祉資金貸付制度の対象とならない借入目的

- 日常生活の継続的な生活費の補填
- 民間金融機関等への返済のため
- 別世帯に住む子どもや孫の経費
- 福祉車両以外の車両の購入 など

※貸付を希望される方は、お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会にご相談ください。

- このほかに、ひとり親を対象とする貸付制度（母子父子寡婦福祉資金貸付金）や医療費の自己負担分が高額になった場合一定の金額を超えた分があとで払い戻される制度（高額療養費制度）、埋葬費の支給などがあります。

まずは、お住まいの市区町村窓口や、ご加入の医療保険の窓口（健康保険組合・国民健康保険等）に、電話等でご相談ください。

- 多重債務に関する相談機関（法テラス、消費生活センター、公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会）などもあります。

- これらの制度・相談窓口については、厚生労働省ホームページにもご案内がありますのでご確認ください。

各種相談窓口・融資・給付制度等のご案内

➔ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08152.html

